

## 岩手県大槌町の林野火災について（第1報）

### 1 厚生労働省における対応

- (1) 04/23 08:30 厚生労働省災害情報連絡室設置

### 2 医療関係（4月23日17時00分時点）

- (1) 医療施設の被害状況  
現時点で被害報告無し。
- (2) D M A T の活動状況  
岩手県：D M A T 調整本部設置（4月23日）
- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係  
各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（4/23）。  
現時点で被害報告無し。

### 3 社会福祉施設等関係

- (1) 高齢者関係施設の被害状況  
現時点で被害報告無し。
- (2) 障害者関係施設の被害状況  
現時点で被害報告無し。

### 4 保健・衛生関係

- (1) 人工透析患者の安否  
岩手県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（4/23）  
現時点で被害報告なし。
- (2) 人工呼吸器使用者の安否  
現時点で被害報告無し。

### (3) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県宛に発出(4/23)。

※「【事務連絡】令和8年岩手県大槌町の林野火災に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和8年4月23日付け関係課連名事務連絡)

### (4) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立健康危機管理研究機構等の専門家を派遣可能であることを周知。(4/23)

※「【事務連絡】岩手県大槌町の林野火災に係る感染症対策等について」(令和8年4月23日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)

### (5) 被災者の健康管理

各都道府県等に対し、火災の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うよう依頼(4/23)。

## 5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

### (1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(4/23)。

現時点で被害報告なし。

### (2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者(日本赤十字社)に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(4/23)。

現時点で被害報告なし。

### (3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応につ

いて注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（4/23）。  
現時点で被害報告なし。

## 6 障害者支援関係

- (1) 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（4/23）。
- (2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について  
特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（4/23）。

## 7 労働関係

- (1) 職業安定関係
  - 雇用保険関係
    - ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示（4/23）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）
    - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
    - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

## 8 介護保険関係

- (1) 被災した要介護高齢者等への対応について
  - 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（4/23岩手県）。
  - 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（4/23）。
  - また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（4/23）。

(2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（4/23）。

以上